

岐阜県公報

号外 (三) 平成二十一年十二月二十八日

目次

規則

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(廃棄物対策課)

ページ

告示

岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱の改正

(同)

(

—

規則

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十四号

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則(平成二十一年岐阜県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」を「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱(平成二十一年岐阜県告示第七百七号)による改正前の岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第七百七号

岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱(平成十年岐阜県告示第七百七十号)

の全部を次のように改正する。

平成二十一年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱

(目的)

第一条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。）、岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成四年岐阜県規則第七十九号。）、岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（平成十一年岐阜県条例第十号。以下「適正処理条例」という。）、岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則（平成十一年岐阜県規則第二百六号。以下「適正処理条例施行規則」という。）、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例（平成二十一年岐阜県条例第二十号。以下「手続条例」という。）及び岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則（平成二十一年岐阜県規則第八十四号。）に定めるもののほか、産業廃棄物処理施設の設置等に関し、必要な事項を定めることにより、県民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(処理業者の責務)

第二条 産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者（以下「処理業者」という。）は、産業廃棄物の処理に関する知識の研さん及び自らの資質の向上に努めるものとする。
2 処理業者は、周辺地域の生活環境の保全等に配慮すること等によって、地域住民との信頼関係を確立して処理業務を遂行するとともに、事業者から受託した業務を適正に履行するものとする。
3 処理業者は、事業者が適正処理条例第十八条の義務を履行するに当たり、必要な協力をするものとする。
4 処理業者は、県等が実施する産業廃棄物の処理等に関する研修会、講習会等に積極的に参加するよう努めるものとする。

(再生利用指定業者の責務)

第三条 省令第九条第二号又は省令第十条の三第二号に規定する知事の指定（以下「再生利用個別指定」という。）を受けた者（以下「指定業者」という。）は、産業廃棄物の再生に関する知識の向上に努め、産業廃棄物の再資源化を進めることにより、資源の有効活用に寄与するものとする。
2 指定業者は、再生が廃棄物処理の一部であることを認識し、法第十五条の四において準用する法第九条の四の規定に準じて、周辺地域の生活環境の保全等に配慮すること等によって、地域住民との信頼関係を確立して再生業務を遂行するとともに、事業者から受託した業務を適正に履行するものとする。
3 指定業者は、県等が実施する産業廃棄物の再生等に関する研修会、講習会等に積極的に参加するよう努めるものとする。
(産業廃棄物処理業の許可等)
第四条 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行おうとする者は、処理業（産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業をいう。以下同じ。）の許可の申請又は再生利用個別指定の申請に先立ち、当該申請に係る事業の用に供する産業廃棄物処理施設、小規模産業廃棄物処理施設、産業廃棄物の積替えのための保管施設（以下「積替え保管施設」という。）又は再生利用個別指定の事業の用に供する処分施設（以下「再生生活施設」という。）を適正に完成させ、第九条第六項に規定する使用前検査適合通知を受けるものとする。
(産業廃棄物処理業の更新の許可)
第五条 処理業の更新許可の申請は、許可期限の一月前までに行うものとする。
(要綱施設設置の手続)
第六条 積替え保管施設又は再生生活施設（以下「要綱施設」という。）を設置しようとする者（以下この条において「事業者」という。）は、あらかじめ知事に届け出るものとする。
2 前項の規定による届出は、積替え保管施設の設置にあつては様式第一号により、再生生活施設の設置にあつては様式第二号により行うものとする。
3 第一項の規定による届出を行おうとするときは、あらかじめ次の各号に定める手続を順に行うものとする。
一 様式第三号による事業計画書を環境生活部長に提出し、適合通知を受けること。
二 様式第四号による周知計画書を環境生活部長に提出し、適合通知を受けること。

ただし、次に掲げる施設を設置しようとする場合及び再生活用施設の処理能力又は積替え保管施設の保管容量若しくは保管面積（以下「処理能力等」という。）が増加しない施設の更新を行う場合であつて、生活環境への負荷を増大させないことが明らかな場合は、この限りではない。

イ 建設工事現場で使用される再生活用施設（移動式の施設を含む。）であつて、

次の（一）から（三）までのいずれにも該当するもの

（一）当該建設工事で発生した産業廃棄物のみを処理するもの

（二）事業者の事業場内では使用されないもの

（三）施設の使用により周辺地域において生活環境の保全上の支障が生じることがないことが明らかなもの

ロ 事業場（建設工事現場を除く。）で使用される移動式の再生活用施設であつて、次の（一）から（四）までのいずれにも該当するもの

（一）当該事業場で発生した産業廃棄物のみを処理するものであつて、相当期間固定状態とならないもの

（二）事業者の事業場内では使用されないもの

（三）特別管理産業廃棄物の処理を行わないもの

（四）施設の使用により周辺地域において生活環境の保全上の支障が生じることがないことが明らかなもの

三 前号の規定により適合通知を受けた周知計画書に基づく説明会を次に掲げる者に対し行い、様式第五号によりその実施状況を環境生活部長に報告すること。

イ 設置又は変更を行うおととする土地（以下「計画地」という。）の敷地境界から十メートル以内の土地について所有権又は貸借権その他の当該土地を使用する権利を有する者

ロ 計画地の敷地境界から百メートル以内の地域に居住する者

4 環境生活部長は、前項第一号又は第八項の規定による書類の提出があつたときは、速やかに、その写しを関係市町村長に送付するとともに、関係法令の規定の適用の有無及び周辺地域の生活環境の保全上の見地から特に配慮すべき事項について、期限を定めて意見を聴くことができるものとする。

5 環境生活部長は、第三項第二号又は第十一項の規定による書類の提出があつたときは、速やかに、その写しを関係市町村長に送付するとともに、その内容について、期限を定めて意見を聴くことができるものとする。

6 環境生活部長は、第三項第三号の規定による報告書が提出された場合、その内容を審査し、説明会の実施が不十分と判断したときは事業者に対し再度説明会を行うよう指導するものとし、説明会が十分実施されたと判断したときはその旨を事業者及び関係市町村長に通知するものとする。

7 前項の規定による通知（第三項第二号ただし書に該当する場合は、同項第一号の規定による適合通知）を受けた日から一年を経過した日以後に第一項に掲げる手続を行うおととするときは、事業者が当該通知を受けていないものとみなして第三項の規定を適用するものとする。

8 第三項第一号の規定により提出した事業計画書に記載された事項を変更しようとするときは、様式第六号による届出書を環境生活部長に提出し、適合通知を受けるものとする。

9 環境生活部長は、前項に規定する適合通知をする場合は、第三項第二号の規定による周知計画書の提出以降の手続を再度実施すべきことを併せて指示するものとする。ただし、届出に係る変更が次に掲げるものである場合は、この限りではない。

一 主要な設備の変更を伴わず、かつ、施設の処理能力等が増加しない事業計画の変更であつて、生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの

二 施設の設置に係る生活環境の保全上必要な事項を定めた協定等を地元住民又は関係市町村長と締結したことに基つて行われる事業計画の変更であつて、生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの

三 前二号に掲げるもののほか、生活環境への負荷を増大させないものと環境生活部長が認めるもの

10 第三項第一号の規定により提出した事業計画を廃止したときは、速やかに様式第七号による届出書を環境生活部長に提出するものとする。

11 第三項第二号の規定により提出した周知計画書に記載された事項を変更しようとするときは、様式第八号による届出書を環境生活部長に提出し、適合通知を受けるものとする。

（処理施設の技術上の基準）

第七条 処理施設（産業廃棄物処理施設、小規模産業廃棄物処理施設及び要綱施設をいう。以下同じ。）を設置する者（以下「処理施設設置者」という。）は、設置する処理施設の構造が別に定める構造指針に沿つたものとなるよう配慮するものとする。（小規模産業廃棄物処理施設等の適合通知書）

第八条 知事は、第六条第一項及び第十一条第一項並びに適正処理条例第二十一条第一項から第三項まで（変更の内容が適正処理条例施行規則第十二条第三項第一号のいずれにも該当しない場合を除く。）の届出を、別に定める基準により審査し、当該基準に適合していると認めるときは、適合通知書を交付するものとする。

2 各振興局長又は各振興局事務所長（以下「振興局長等」という。）は、適正処理条例第二十八条の規定による届出を、別に定める基準により審査し、当該基準に適合していると認めるときは、適合通知書を交付するものとする。

（使用前検査等）

第九条 処理施設設置者は、法第十五条第一項、法第十五条の二の五第一項の規定による許可又は第八条第一項の規定による適合通知を受け、かつ、他法令等の規制が解除されたことを証する書類の写しを添付した様式第九号による届出書を振興局長等へ提出した後に、処理施設の設置又は変更（産業廃棄物処理施設の変更の場合にあつてはその変更の内容が省令第十二条の八各号のいずれかに該当するもの、小規模産業廃棄物処理施設の変更の場合にあつてはその変更の内容が省令第十二条の八各号のいずれかに該当するもの、要綱施設の場合にあつては第三項第一号イからトまでのいずれかに該当するもの、要綱施設の場合にあつてはその変更の内容が第十一条第一項各号のいずれかに該当するものに限る。以下「設置等」という。）の工事に着手するものとする。

2 処理施設設置者は、許可を受けた設置等又は適合通知を受けた設置等の届出書に記載した事項を遵守するものとする。

3 処理施設設置者は、設置等の工事の主要な段階ごとに、写真等により記録を残しておくものとする。

4 処理施設設置者は、処理施設設置等の工事完了時に視認できなくなる設備等がある場合は、第二項に規定する事項に適合していることについて、振興局長等の中間検査を受けるものとする。

5 処理施設設置者（産業廃棄物処理施設を設置する者を除く。）は、処理施設設置等の工事が完了したときは、様式第十号による申請書を振興局長等に提出するものとする。

6 振興局長等は、前項又は法第十五条の二第五項の規定（法第十五条の二の五第二項により準用する場合を含む。）による申請があり、処理施設が設置等の許可申請又は届出の内容を逸脱していないと認めるときは、使用前検査適合通知書を交付するものとする。

（維持管理等）

第十条 処理施設設置者は、設置する処理施設の維持管理が別に定める管理指針に沿ったものとなるよう配慮するものとする。

（要綱施設の変更）

第十一条 要綱施設（改正前の岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（平成十一年岐阜県告示第七百七十号。以下「旧指導要綱」という。）の規定により既に設置届が提出されている積替え保管施設又は再生活用施設を含む。以下同じ。）を設置する者は、当該施設について次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合は、様式第十一号による届出書を知事に提出するものとする。

一 処理能力等を十パーセント以上変更する場合

二 処理方式を変更する場合

三 施設の位置を変更する場合

四 再生活用施設の設備を変更する場合であつて、再生処理に係る主たる設備を変更する場合

五 施設の構造又は設備を変更する場合（排ガスの性状、排水の水質その他の生活環境への負荷に関し周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値を変更する場合であつて、当該変更によつて周辺地域の生活環境に対する影響が減少することとなる場合を除く。次号において同じ。）

六 施設の維持管理に関する計画を変更する場合

七 処理に伴い生ずる排ガス又は放流水の処理方法を変更する場合（排ガス又は排水の量、排出方法、排出口の位置又は排出先を変更する場合に限る。）

2 第一項の規定により届出書の提出を行うときは、あらかじめ次の各号に定める手続を順に行つものとする。

一 様式第三号による事業計画書を環境生活部長に提出し、適合通知を受けること。

二 様式第四号による周知計画書を環境生活部長に提出し、適合通知を受けること。ただし、届出に係る変更が次に掲げるものである場合は、この限りではない。

イ 施設の位置の変更であつて、生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの

ロ 施設の構造及び設備の変更であつて、排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷を増大させないことが明らかなもの

ハ 処理に伴い生ずる排ガス又は排水の量又は処理方法に関する事項の変更であつ

て、排ガス又は排水の排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）又は量の増大に係る変更でないもの

二 施設の維持管理に関する計画の変更であつて、排ガスの性状、排水の水質その他の生活環境への負荷に関し周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値の変更によつて周辺地域の生活環境に対する影響が減少されることとなるもの若しくは排ガスの性状又は放流水の水質の測定頻度の変更によつて測定頻度が高くなるもののみを行うもの

水 第六条第三項第二号イに規定する再生活用施設に係る変更

へ 第六条第三項第二号ロに規定する移動式の再生活用施設に係る変更

三 前号の規定により適合通知を受けた周知計画書に基づき説明会を第六条第三項第三号イ及びロに掲げる者に対し行い、様式第五号によりその実施状況を環境生活部長に報告すること。

3 第六条第四項から第十一項までの規定は、前項の規定による手続について準用する。この場合において、第六条第四項中「前項第一号又は第八項」とあるのは「第八項又は第十一項第二項第一号」と、同条第五項中「第三項第二号又は第十一項」とあるのは「第十一項又は第十一項第二項第二号」と、同条第六項中「第三項第三号」とあるのは「第十一項第二項第三号」と、同条第七項中「前項」とあるのは「第十一項第二項第三項において準用する前項」と、「第三項第二号ただし書」とあるのは「第十一項第二項第二号ただし書」と、「第二項」とあるのは「同条第一項」と、「第三項」とあるのは「同条第二項」と、同条第八項中「第三項第一号」とあるのは「第十一項第二項第一号」と、同条第九項中「第三項第二号」とあるのは「第十一項第二項第二号」と、「施設の設置」とあるのは「施設の変更」と、同条第十項中「第三項第一号」とあるのは「第十一項第二項第一号」と、「読み替えるものとする。」

4 要綱施設を設置する者は、第一項に規定する変更以外の要綱施設の変更をする場合には、変更後速やかに様式第十二号による届出書を振興局長等に提出するものとする。
5 旧指導要綱の規定により既に設置届が提出されている施設（要綱施設を除く。以下「旧要綱施設」という。）を設置する者は、旧要綱施設について次の各号のいずれかに該当する変更をする場合には、新たに産業廃棄物処理施設又は小規模産業廃棄物処理施設を設置するものとして手続条例に基づく設置の手続を行うものとし、それ以外の変更の場合には、変更後速やかに様式第十三号による届出書を振興局長等に提出する

ものとする。

一 処理能力を十パーセント以上変更する場合

二 処理方式を変更する場合

三 施設の位置を変更する場合

四 処分に係る主たる設備を変更する場合

五 施設の構造又は設備を変更する場合（排ガスの性状、排水の水質その他の生活環境への負荷に関し周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値を変更する場合であつて、当該変更によつて周辺地域の生活環境に対する影響が減少することとなる場合を除く。次号において同じ。）

六 施設の維持管理に関する計画を変更する場合

七 処理に伴い生ずる排ガス又は放流水の処理方法を変更する場合（排ガス又は排水の量、排出方法、排出口の位置又は排出先を変更する場合に限る。）

（要綱施設等に係る諸報告に関する事務）

第十二条 小規模産業廃棄物処理施設、要綱施設又は旧要綱施設を設置する者は、当該施設を休止し、又は再開したときは、速やかに様式第十四号による届出書を振興局長等に提出するものとする。

2 産業廃棄物の最終処分場（産業廃棄物処理施設を除く。）のうち処分業の用に供するものを設置する者は、当該施設の埋立てを終了したときは、埋立てを終了した日から三十日以内に、様式第十五号による届出書を環境生活部長に提出するものとする。

3 前項の最終処分場を設置する者は、当該施設を廃止しようとするときは、あらかじめ様式第十六号による確認申請書を環境生活部長へ提出し、当該最終処分場の状況が一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府厚生省令第一号）で定める技術上の基準に適合していることについて確認を受けるものとする。

4 小規模産業廃棄物処理施設、要綱施設又は旧要綱施設（産業廃棄物の最終処分場を除く。）を設置する者は、当該施設を廃止したときは、速やかに様式第十七号による届出書を振興局長等に提出するものとする。

（処理施設の譲り受け等）

第十三条 処理施設設置者（産業廃棄物処理施設を設置する者を除き、旧要綱施設を設置する者を含む。以下この条において同じ。）から処理施設（産業廃棄物処理施設を除き、旧要綱施設を含む。以下この条において同じ。）を譲り受け、又は借り受けた

者は、速やかに様式第十八号による届出書を知事に提出するものとする。

2 処理施設設置者である法人の合併（処理施設設置者である法人と処理施設設置者でない法人が合併する場合において、処理施設設置者である法人が存続する場合を除く。）又は分割（処理施設を承継させる場合に限る。）により当該処理施設を承継した法人は、速やかに様式第十九号による届出書を知事に提出するものとする。

3 処理施設設置者について相続があったときは、当該処理施設設置者の地位を承継した相続人は、速やかに様式第二十号による届出書を知事に提出するものとする。

（勸告等）

第十四条 知事は、この要綱の規定を遵守しない者があるときは、この要綱の施行に必要な限度において、報告を求め、又は必要な勸告をすることができる。

（公表）

第十五条 知事は、前項の規定による勸告又は報告（以下「勸告等」という。）を受けた者が、その勸告等に誠実に応じないときは、その旨及びその勸告等の内容を公表することができる。

（適用除外）

第十六条 この要綱は、岐阜市の区域内において設置、変更等を行う場合において適用しない。

附 則

1 この要綱は、平成二十二年一月一日から施行する。

2 旧指導要綱の規定によつてした申請その他の行為は、改正後の岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱の相当規定によつたものとみなす。

様式第1号（第6条関係）

積替え保管施設設置届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

郵便番号
住所

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

積替え保管施設の設置に当たり、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第6条第1項の規定により届け出ます。

積替え保管施設の設置の場所	
積替え保管施設において保管する産業廃棄物の種類	
着工予定年月日	
使用開始予定年月日	
積替え保管施設の保管容量及び保管面積	保管容量 保管面積 m ³ m ²
保管する産業廃棄物の最高の高さ(屋外において、容器を用いずに保管する場合に限る。)	m
積替え保管施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	
積替え保管施設の位置	
積替え保管施設の処理方式	混合廃棄物の選別の有無 有 ・ 無
	有価物の採取の有無 有 ・ 無
	その他処理方式に係る事項
積替え保管施設の構造及び設備	
その他積替え保管施設の構造等に関する事項	

項	積替え保管施設の維持管理に関する計画に係る事項
	騒音、振動等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
	その他積替え保管施設の維持管理に関する事項
	産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項

記入上の留意事項

- 1 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

連絡先	担当者職名・氏名
	TEL
	FAX

添付書類

- 1 積替え保管の保管上限及び最高の高さの算出根拠を明らかにする書類（高さに係る書類は、屋外において容器を用いずに保管する場合に限る。）
- 2 積替え保管施設の構造を明らかにする図面（平面図、立面図、断面図及び構造図を含む。）
- 3 処理工程図
- 4 積替え保管施設の付近の見取り図
- 5 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 6 申請者が個人である場合には、住民票の写し
- 7 維持管理に関する計画を明らかにする書類及び図面
- 8 周辺地域の生活環境保全のための措置に関する計画を明らかにする書類及び図面
- 9 積替え保管施設の設置等の場所（以下「計画地」という。）付近の見取り図並びに計画地並びに計画地に隣接する土地の字絵図
- 10 事業計画の概要を記載した書類
- 11 計画地の土地登記事項証明書
- 12 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める事項

様式第2号（第6条関係）

再生活用施設設置届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

郵便番号
住所

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

再生活用施設の設置に当たり、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第6条第1項の規定により届け出ます。

再生活用施設の設置の場所	
再生活用施設の種類	
再生活用施設において処理する産業廃棄物の種類	
着工予定年月日	
使用開始予定年月日	
再生活用施設の処理能力	m ³ /日 () 時間 t/日 () m ³ /時間 t/時間
再生活用施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	
再生活用施設の位置	
再生活用施設の処理方式	
再生活用施設の構造及び設備	
処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量	
処理に伴い生ずる排ガス及び排水の処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	
設計計算上達成することができる排出ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境	

の負荷に関する数値	
その他再生生活用施設の構造等に関する事項	
再生生活用施設の維持管理に関する計画に係る事項	
排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
排ガスの性状及び放流水の水質の測定精度に関する事項	
その他再生生活用施設の維持管理に関する事項	
産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項	

記入上の留意事項

- 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

連絡先	担当者職名・氏名
TEL	
FAX	

添付書類

- 再生生活用施設の構造を明らかにする設計計算書（平面図、立面図、断面図及び構造図を含む。）
- 処理工程図
- 再生生活用施設の付近の見取り図
- 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 申請者が個人である場合には、住民票の写し
- 維持管理に関する計画を明らかにする書類及び図面
- 周辺地域の生活環境保全のための措置に関する計画を明らかにする書類及び図面
- 再生生活用施設の設置等の場所（以下「計画地」という。）付近の見取り図並びに計画地並びに計画地に隣接する土地の字絵図
- 事業計画の概要を記載した書類
- 計画地の土地登記事項証明書
- 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める事項

様式第3号（第6条関係）

事業計画書

年 月 日

岐阜県環境生活部長 様

郵便番号

住所

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

要綱施設の設置等に係る事業計画を定めたので、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第6条第3項第1号の規定により届け出ます。

要綱施設の設置等の目的又は要綱施設の設置等をする理由	
要綱施設の設置等の場所	
要綱施設の種類	
要綱施設において再生処理又は積替え保管を行う産業廃棄物の種類	
要綱施設の処理能力等	
積替え保管施設の保管容量及び保管面積	保管容量 m^3
再生生活用施設の処理能力	保管面積 m^2
	$m^3/日$ () 時間
	$t/日$ () 時間
	$m^3/時間$
	$t/時間$
要綱施設の位置、構造等の計画	
要綱施設の位置	
要綱施設の構造及び設備	
要綱施設の処理方式	
処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量	
処理に伴い生ずる排ガス及び排水の処理	

方法 (排出の方法 (排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)	
設計計算上達成することができるとは、排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他要綱施設の構造等に関する事項	
要綱施設の維持管理に関する計画	
排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
その他要綱施設の維持管理に関する事項	
再生処理又は積替え保管後の産業廃棄物の処分方法等	
再生された産業廃棄物の利用方法	
産業廃棄物の再生処理において生ずる産業廃棄物又は積替え保管後の産業廃棄物の処分方法	
要綱施設に係る産業廃棄物等の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項	
着工予定年月日及び使用開始予定年月日	着工予定 年 月 日 使用開始予定 年 月 日
周辺地域の生活環境の保全のための措置	

記入上の留意事項

- 1 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 要綱施設の変更に係るものであって記載事項について当該変更前後の内容が異なる場合は、その内容を明らかにすること。
- 3 記載事項に該当しないものがある場合は、記入欄に斜線 (/) を引くこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦型とすること。
- 5 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 6 事業計画書に記載された事項を変更しようとするときは、速やかに、様式第 6

号 (事業計画変更届出書) により届け出ること。

連絡先	担当者職名・氏名
	T E L
	F A X

添付書類

- 1 再生生活用施設の処理能力又は積替え保管施設の保管容量及び保管面積の算出根拠を明らかにする書類
- 2 要綱施設の構造を明らかにする図面 (平面図、立面図、断面図及び構造図を含む。)
- 3 処理工程図
- 4 要綱施設の付近の見取り図
- 5 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 6 申請者が個人である場合には、住民票の写し
- 7 維持管理に関する計画を明らかにする書類及び図面
- 8 周辺地域の生活環境保全のための措置に関する計画を明らかにする書類及び図面
- 9 再生生活用施設の設置等の場所 (以下「計画地」という) 付近の見取り図並びに計画地及び計画地に隣接する土地の字絵図
- 10 事業計画の概要を記載した書類
- 11 計画地の土地登記事項証明書
- 12 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類

様式第4号 (第6条関係)

周知計画書

年 月 日

岐阜県環境生活部長 様

郵便番号

住所

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

年 月 日付で提出した事業計画書に係る周知計画を定めたので、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第6条第3項第2号の規定により、次のとおり提出します。

事業計画	
要綱施設の設置等の場所	
要綱施設の種類の	
要綱施設において処理する産業廃棄物の種類	
要綱施設の処理能力等	
説明会に関する事項	
説明会の開催案内	案内時期
	案内方法
説明会の開催日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
説明会の場所及び収容人員	
説明会の対象となる住民	
説明会で配布を予定する書類及び図面等	

記入上の留意事項

- 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

- 記入欄が不足するときは、適宜追加すること。
- 記載事項に該当しないものがある場合は、記入欄に斜線 (/) を引くこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 周知計画書に記載された事項を変更しようとするときは、速やかに、様式第8号 (周知計画変更届出書) により届け出ること。

担当者職名・氏名	
連絡先	TEL
	FAX

添付書類

- 説明会の対象となる地域及び説明会の場所を明らかにする書類
- 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面

様式第 5 号 (第 6 条関係)

実施状況報告書

年 月 日

岐阜県環境生活部長 様

郵便番号
住 所
氏 名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
④

年 月 日付で提出した周知計画書に基づき説明会を開催したので、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第 6 条第 3 項第 3 号の規定により、次のとおり報告します。

事業計画	
要綱施設の設置等の場所	
要綱施設の種別	
要綱施設において処理する産業廃棄物の種別	
要綱施設の処理能力等	
説明会に関する事項	
説明会の開催案内	案内期間 年 月 日 ~ 年 月 日 案内方法
説明会の実施日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
説明会の場所及び参加者数	
説明会の対象とした関係住民	
説明会で配布した書類及び図面等	
説明を行った者の役職及び氏名	
事業計画に係る意見に関する事項	
意見の内容	意見に対する見解及び周知方法

1	
2	
3	
4	
5	
6	

記入上の留意事項

- 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 記入欄が不足するときは、適宜追加すること。
- 記載事項に該当しないものがある場合は、記入欄に斜線 (/) を引くこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦型とすること。
- 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

連絡先	
TEL	担当者職名・氏名
FAX	

添付書類

- 説明会で配布した書類及び図面
- 説明会において交わされた質問及び回答の要旨
- 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類

様式第6号 (第6条関係)

事業計画変更届出書

年 月 日

岐阜県環境生活部長 様

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

年 月 日付で提出した事業計画書を変更したいので、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第6条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

要綱施設の設定等の場所	
要綱施設の種類	
変更に係る事項	
変更前	
変更後	
変更の理由	
備考	

記入上の留意事項

- 1 変更に係る書類及び図面を添付すること。
- 2 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 記入欄が不足するときは、適宜追加すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 5 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 6 備考欄には変更の履歴を記載すること。

担当者職名・氏名	
TEL	
FAX	

様式第7号 (第6条関係)

事業計画廃止届出書

年 月 日

岐阜県環境生活部長 様

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

年 月 日付で提出した事業計画を廃止したので、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第6条第10項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業計画	
要綱施設の設定等の場所	
要綱施設の種類	
要綱施設において処理する産業廃棄物の種類	
要綱施設の処理能力等	
事業計画の廃止を決定した日	年 月 日
事業計画を廃止した理由	

記入上の留意事項

- 1 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

担当者職名・氏名	
TEL	
FAX	

様式第 8 号 (第 6 条関係)

周知計画変更届出書

年 月 日

岐阜県環境生活部長 様

郵便番号
住 所
氏 名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

年 月 日付で提出した周知計画書を変更したいので、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第 6 条第 11 項の規定により、次のとおり届け出ます。

要綱施設の設定等の場所	
要綱施設の種類	
変更に係る事項	
変更前	
変更後	
変更の理由	

記入上の留意事項

- 1 変更に係る書類及び図面を添付すること。
- 2 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 記入欄が不足するときは、適宜追加すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦型とすること。
- 5 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

担当者職名・氏名	
連絡先	TEL
	FAX

様式第 9 号 (第 9 条関係)

設置等工事着工届出書

年 月 日

岐阜県 (振興局長 事務所長) 様

郵便番号
住 所
氏 名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

下記の処理施設について、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第 9 条第 1 項の規定により、他法令による規制が解除されたことを証明する書類を添付して、工事着工を届け出ます。

処理施設の設定等の場所	
処理施設の種類	
工事着工予定日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日

記入上の留意事項

- 1 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 記入欄が不足するときは、適宜追加すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦型とすること。
- 4 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

担当者職名・氏名	
連絡先	TEL
	FAX

添付書類

- 1 他法令の規制が解除されたことを証する書類
- 2 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類

様式第10号 (第9条関係)

小規模産業廃棄物処理施設
要綱施設
使用前検査申請書

年 月 日

岐阜県 振興局長 様
(事務所長)

郵便番号 住所 氏名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

次の小規模産業廃棄物処理施設・要綱施設の設置等の工事が完了したので、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第9条第5項の規定により施設の使用前検査を申請します。

設置等届出の年月日	年 月 日
処理施設の設置等の場所	
処理施設の種類の	
工事完了年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日

記入上の留意事項

- 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 記入欄が不足するときは、適宜追加すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

連絡先	担当者職名・氏名
TEL	
FAX	

添付書類

- 工事完了後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
図その他参考となる書類及び図面
- 設置等工事の主要な段階ごとの記録写真
- 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類

様式第11号 (第11条関係)

要綱施設変更届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

郵便番号 住所 氏名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

要綱施設の変更に当たり、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

要綱施設の設置の場所	
要綱施設の種類の	
設置届出の年月日	
要綱施設において処理する産業廃棄物の種類の	
変更の内容	

要綱施設の処理能力等	変更前		変更後	
	積替え保管施設	保管容量 保管面積	m ³ m ²	保管容量 保管面積
再生活用施設	m ³ /日 () 時間 t/日 () 時間	m ³ /時間 t/時間	m ³ /日 () 時間 t/日 () 時間	m ³ /時間 t/時間
要綱施設の処理方式				
要綱施設の位置、構造等の設置に関する計画				

要綱施設の維持管理に関する計画	
処理に伴い生ずる排ガス又は放流水の処理方法	
変更の理由	
着工予定年月日	
使用開始予定年月日	

記入上の留意事項

- 1 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させること。

連絡先	担当者職名・氏名	
	TEL	
	FAX	

添付書類

- 1 要綱施設の構造に変更がある場合には、変更後の要綱施設の構造を明らかにする設計計算書(平面図、立面図、断面図及び構造図を含む。)
- 2 処理工程に変更がある場合には変更後の処理工程図
- 3 要綱施設の維持管理に関する計画に変更がある場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類
- 4 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面

様式第12号 (第11条関係)

要綱施設軽微変更届出書

年 月 日

岐阜県 振興局長 様
(事務所長)

郵便番号
住所
氏名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
⑪

要綱施設を軽微変更したので、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第11条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

要綱施設の設置の場所	
要綱施設の種類	
設置届出の年月日	
変更の内容	
変更の理由	

記入上の留意事項

- 1 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させること。

連絡先	担当者職名・氏名	
	TEL	
	FAX	

添付書類

- 1 要綱施設の構造等の設置に関する計画の変更があった場合には、変更後の設置に関する計画を記載した書類及び変更後の当該施設の構造を明らかにする設計計算書
- 2 構造又は設備、排ガス又は排水の処理方法の変更である場合は、その変更が軽微変更に該当することを証する書類
- 3 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面

様式第13号 (第11条関係)

旧要綱施設軽微変更届出書

年 月 日

岐阜県 振興局長 様
(事務所長)

郵便番号
住 所 名
氏 名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)^⑪

旧要綱施設を軽微変更したので、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第11条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

旧要綱施設の設置の場所	
旧要綱施設の種類	
設置届出の年月日	
変更の内容	
変更の理由	

記入上の留意事項

- 1 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすることができる。
- 3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させること。

連絡先	担当者職名・氏名
	TEL
	FAX

添付書類

- 1 旧要綱施設の構造等の設置に関する計画の変更があった場合には、変更後の設置に関する計画を記載した書類及び変更後の当該施設の構造を明らかにする設計計算書
- 2 構造又は設備、排ガス又は排水の処理方法の変更である場合は、その変更が軽微変更に対応することを証する書類
- 3 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面

様式第14号 (第12条関係)

小規模産業廃棄物処理施設 休止 届出書

再開

年 月 日

要綱施設
旧要綱施設

岐阜県 振興局長 様
(事務所長)

郵便番号
住 所 名
氏 名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)^⑪

小規模産業廃棄物処理施設・要綱施設・旧要綱施設を休止・再開したので、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第12条第1項の規定により届け出ます。

施設の種類	
施設の種類	
設置届出の年月日	年 月 日
休止若しくは再開の理由	(休止・再開の別)
休止若しくは再開の年月日	年 月 日

記入上の留意事項

- 1 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすることができる。
- 3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

連絡先	担当者職名・氏名
	TEL
	FAX

様式第15号 (第12条関係)

産業廃棄物最終処分場 (要綱施設) 埋立処分終了届出書

年 月 日

岐阜県環境生活部長 様

郵便番号

住所

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

旧要綱に基づいて届出を行った産業廃棄物最終処分場の埋立処分を終了したので、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第12条第2項の規定により届け出ます。

施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名	電話番号
最終処分場の種類		
設置場所		
設置届出の年月日	年 月 日	
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	面積 埋立の深さ 覆土の厚さ	m ² m m
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日	年 月 日	
埋立処分終了年月日	年 月 日	
	種類	数量 (m ³)
		性状

埋め立てた廃棄物の種類、数量及び性状

記入上の留意事項

- 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

連絡先	担当者職名・氏名
TEL	
FAX	

添付書類

- 埋立終了時の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 当該施設の周辺の地図
- 埋立処分の終了から廃止までの間の維持管理の方法を明らかにする書類
- 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面

様式第16号 (第12条関係)

産業廃棄物最終処分場 (要綱施設) 廃止確認申請書

年 月 日

岐阜県環境生活部長 様

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

年 月 日に埋立終了を報告しました産業廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第12条第3項の規定により申請します。

設置の場所		
設置届出の年月日	年 月 日	
埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量	種 類	数量 (m ³)
埋立地の面積及び埋立ての深さ		
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日		
埋立処分終了年月日		
悪臭の発散の防止に関する措置の内容		
火災の発生の防止に関する措置の内容		
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容		
地下水等又は地下水の		

水質の状況	
遮断型最終処分場の場合	
覆いの厚さ、材料及び強度	
講じた措置の内容	
安定型最終処分場の場合	
埋立地からのガスの発生状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の浸透水の水質の状況	
埋立地の覆いの概要	
管理型最終処分場の場合	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	

記入上の留意事項

- 1 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府厚生省令第1号。以下「最終処分基準省令」という。)第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいうこと。
- 2 地下水とは、最終処分基準省令第2条第2項第2号ハの規定により採取された地下水をいうこと。
- 3 「遮断型最終処分場の場合」の欄の記載については、以下の点に留意すること。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号イに掲げる施設に準ずる施設の場合に記入すること。
- (2) 覆いとは、最終処分基準省令第2条第2項第1号ニの規定による覆いをいうこと。
- (3) 講じた措置とは、最終処分基準省令第2条第3項第1号ハの規定により講じた措置をいうこと。
- 4 「安定型最終処分場の場合」の欄の記載については、以下の点に留意すること。
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号ロに掲げる施設に準ずる施設の場合に記入すること。
 - (2) 浸透水とは、最終処分基準省令第2条第2項第2号ホの規定により採取された浸透水をいうこと。
 - (3) 覆いとは、最終処分基準省令第2条第3項第2号ニの規定による覆いをいうこと。
- 5 「管理型最終処分場の場合」の欄の記載については、以下の点に留意すること。
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号ハに掲げる施設に準ずる施設の場合に記入すること。
 - (2) 保有水等とは、最終処分基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいうこと。
 - (3) 覆いとは、最終処分基準省令第1条第2項第7号の規定による覆いをいうこと。

連	担当者職名・氏名
絡	TEL
先	FAX

- 添付書類
- 1 産業廃棄物の遮断型最終処分場 次に掲げる書類及び図面
 - (1) 当該最終処分場の現状を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 当該最終処分場の周辺の地図
 - (3) 最終処分基準省令第2条第3項第1号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第1条第3項第5号の規定による地下水等の水質検査の結果を記載した書類
 - (4) その他参考となる書類又は図面
 - 2 産業廃棄物の安定型最終処分場 前号(1)、(2)及び(4)に掲げる書類及び図面並びに次に掲げる書類
 - (1) 最終処分基準省令第2条第3項第2号ロの規定による地下水の水質検査の結果を記載した書類

- (2) 当該申請の直前に行った最終処分基準省令第2条第3項第2号ハの規定による浸透水の水質検査の結果を記載した書類
- 3 産業廃棄物の管理型最終処分場 第1号(1)、(2)及び(4)に掲げる書類及び図面並びに次に掲げる書類
 - (1) 最終処分基準省令第2条第3項第3号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第1条第3項第5号の規定による地下水等の水質検査の結果を記載した書類
 - (2) 当該申請の直前の2年以上にわたり行った最終処分基準省令第2条第3項第3号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第1条第3項第6号の規定による保有水等の水質検査の結果を記載した書類
- 4 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面

様式第17号 (第12条関係)

小規模産業廃棄物処理施設
要綱施設
旧要綱施設

廃止届出書

年 月 日

岐阜県 振興局長 様
(事務所長)

郵便番号
住 所 名
氏 名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
⑪

小規模産業廃棄物処理施設・要綱施設・旧要綱施設を廃止したので、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第12条第4項の規定により届け出ます。

小規模産業廃棄物処理施設・要綱施設 ・旧要綱施設の設置の場所	
小規模産業廃棄物処理施設・要綱施設 ・旧要綱施設の種類の種類	
設置届出の年月日	年 月 日
廃止の理由	
廃止の年月日	年 月 日

記入上の留意事項

- 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

連絡先	担当者職名・氏名
TEL	
FAX	

様式第18号 (第13条関係)

小規模産業廃棄物処理施設
要綱施設
旧要綱施設

譲受け届出書

年 月 日

岐阜県知事 殿

郵便番号
住 所 名
氏 名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
⑪

小規模産業廃棄物処理施設・要綱施設・旧要綱施設を譲り受け・借り受けたので、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第13条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

譲受け又は借受けの相手方の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
小規模産業廃棄物処理施設・要綱施設・旧要綱施設の設置の場所	
小規模産業廃棄物処理施設・要綱施設・旧要綱施設の種類	
設置届出の年月日	年 月 日

記入上の留意事項

- 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。
- 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

連絡先	担当者職名・氏名
TEL	
FAX	

添付書類

- 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 申請者が個人である場合には、住民票の写し
- 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類

様式第19号 (第13条関係)

小規模産業廃棄物処理施設設置法人
要綱施設設置法人
旧要綱施設設置法人
合併 届出書
分割

年 月 日

岐阜県知事 殿

郵便番号
住 所
氏 名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
④

小規模産業廃棄物処理施設・要綱施設・旧要綱施設設置者である法人の合併・分割を行ったので、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第13条第2項の規定により届け出ます。

小規模産業廃棄物処理施設・要綱施設・旧要綱施設の設置の場所	
小規模産業廃棄物処理施設・要綱施設・旧要綱施設の種別	
設置届出の年月日	年 月 日
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該小規模産業廃棄物処理施設・要綱施設・旧要綱施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	
合併又は分割の方法及び条件	
合併又は分割の理由	
合併又は分割の時期	

記入上の留意事項

- 1 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。

連 絡 先	担当者職名・氏名
	TEL
	FAX

添付書類

- 1 合併契約書又は分割契約書の写し
- 2 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により処理施設を承継した法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類

様式第20号 (第13条関係)

小規模産業廃棄物処理施設
要綱施設
旧要綱施設
相続届出書

年 月 日

岐阜県知事 殿

郵便番号
住 所 名
氏 名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

小規模産業廃棄物処理施設・要綱施設・旧要綱施設 設置者の地位を相続により承継したので、岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第13条第3項の規定により届け出ます。

被 相 続 人 と の 続 柄	氏名 住所
被相続人の氏名及び死亡時の住所	
小規模産業廃棄物処理施設・要綱施設・旧要綱施設の設置の場所	
小規模産業廃棄物処理施設・要綱施設・旧要綱施設の種類の	
設置届出の年月日	年 月 日
相 続 の 開 始 の 日	

記入上の留意事項

- 各記入欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とすること。

連 絡	担当者職名・氏名
TEL	
FAX	

添付書類

- 被相続人との続柄を証する書類
- 住民票の写し
- 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類